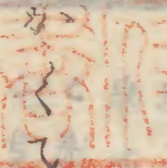


古史通卷之二



筑後守從五位下源朝臣君美撰
素盞烏、神天、昇り坐してなほ其あしき事止時な

然れども天照大神愠給ふ恨より平らなる御心

よて相容まぬに忌服屋に坐して神衣を合織りし時

其服屋の頂を穿て天斑馬と逆剝み剝て墜し入る天衣織

女見驚き機より墜る神去るに至りて大神天石屋戸を閉

て刺許母理よんあしにひて高天原皆暗く葦原中國悉

闇くして常夜往き萬神の聲狹蠅奈須満ち萬妖ことごとく

くに發りぬ八百萬神憂迷ひて天安の河原に神會を集ひ

てその祈謝奉るべき方と議り遂に大神を天乃石屋より
 出しまひらするに及びて高天原及び葦原中國おのづら
 ら照明うらやまることと得つ八百萬神共に議りて素盞鳥
 神に千座置戸を科せ祓具を責て其罪を贖つて遂に神
 夜良比夜良比此紀注の節下の一書に據りて日本書
 其惡事止時なしと八日神の御田は春ハ放楯埋溝毀畔
 又重播し秋ハ刺串伏馬の類也放楯讀で比波那知とハ
 掘ハ渠槽也放れとハ
 こきを廢つて埋溝讀で美曾字賣とハ波那知とハ
 る溝と土を以て塞く也毀畔讀で阿波那知とハ
 界と壤り毀ふなり重播讀で志伎麻伎とハ凡百穀重
 糸て種子と下れ時ハ其土瘠て穀の實なる事を得ん刺
 串讀て馬と繫志佐志と秋穀と踏しむるなり
 立て馬と繫志佐志と秋穀と踏しむるなり

愠恨給ひてハ古事記に據るに御田の畔を放ち溝を
 埋られしをバ地矣阿多良斯登許曾為如此と詔ひ大嘗
 聞看と殿は屎麻埋散らさけしをバ酔て吐散登許曾為
 如此と言ひて登賀米受と見るこり地を阿多良斯とハ
 地を惜しそあり大
 嘗ハ日本書紀注ハ新嘗ハ作る纂疏ハ初て穀を嘗むる
 也冬時の祭也と釋し定り大嘗ハ讀で於保武倍といふ
 よし神代卷抄は尺ゆ吐ハ讀で多具忌服屋ハ舊事紀ハ
 理といふ飲食の物を吐き出すなり
 齋服殿とあるさる神服を織る所の殿也といふ纂天班
 馬ハ鹿也といふ 疏纂いらがあるべきことハ駁馬をいふべ
 し逆刺とハ獸を殺して後に其皮を刺をいふと見えこ
 り纂疏ハ延喜式破乃祝詞によるに放楯毀畔埋溝重播
 刺串彫所生刺逆刺等のハフと天津罪といふと見え

天衣織女ハ舊事紀ハ天照大神驚き動かし投せりて
 身を傷ひたまへりといふ一説ハ織女雅日姫尊ハ
 ぐらきて機より墮て體を傷ひて神去たまといふ其雅
 日姫尊ハ天照大神の妹也と云るもれき纂疏ハ今攝
 津國生野社ハ此神を祭る所也と云ゆ天之石屋戸ハ舊
 事紀日本書紀ハ天窟又ハ天磐戸ハの字を用ひ讀ま
 阿麻能伊播擲又阿麻能伊播等などいふ倭姫世紀の文
 ハ據るに伊播ハ齋也擲ハ屋也天を祀る乃齋殿を
 いふなるべし刺許母理ハ齋殿を鎖して其内に隱
 き坐す也高天原皆暗く葦原中國悉暗くハ舊事紀ハ六

合之内常闇して晝夜之殊なるを云らば故に萬神の聲
 狹蟬鳴ごとく萬妖悉祭りて常世此國ハ往く羣神憂迷
 ひて手足内廣凡厥庶事燭を燎して辨ふとあり凡此等
 の文日神の隠れまほひといふにふりて羣神の憂迷
 ひしを形容つひし所にて古來ち我國の文のさへ
 也旧事紀ハ萬妖悉祭り常世國ハ往と云るをれしハ
 初め素盞鳥神葦原中國にましませし時に萬妖吹風
 乃ごとく皆祭りてええ今に至りて其妖此常世國
 母も來り往くとつふるや古事記ハたゞ常世往く
 と改めたりしころ手足内廣とハ猶今の俗といふと
 ち也手足措くところなきのつひにてもあるべき
 八百萬神とハ羣神といふごとし古來ハ數に
 きていひなるべし天之安乃河原ハ舊事紀ハ天ハ滂

古史通 卷之二 〇三 一貫

用ひ讀んで多須枳といふ多と
 袖長く呼ぶと次ぐの義なりと
 と此加介と訓ど此女名ありと
 地と比生むる故に此名ありと
 物と本用いゆるハハ此の遺制也
 日と本書紀ハハ葛と真坂樹の字
 左と伎能加都良といふ物なりハ
 を假用ひ日本紀とハハ此の假用
 此遺制也抄とハハ神紀とハハ此
 由と名その物とハハ神紀とハハ此
 此遺制也抄とハハ神紀とハハ此
 佐と手小竹の讀んで佐と所の物
 なりといふ讀んで佐と所の物
 を手小竹の讀んで佐と所の物
 立と手小竹の讀んで佐と所の物
 抄と手小竹の讀んで佐と所の物
 ると手小竹の讀んで佐と所の物

と是なき事あり庭燎を挙るとハ
 開なき事あり庭燎を挙るとハ
 こり汗に火を御焼て燎を挙ると
 ぎし汗に火を御焼て燎を挙ると
 記し汗に火を御焼て燎を挙ると
 覆誓措の字と假用也釋し今讀
 と注し器置て水と得假用也釋し
 内時小器置て水と得假用也釋し
 氣向伏置て水と得假用也釋し
 を禮を覆て踏鳴く神底を謂はる
 に憑りて物踏鳴く神底を謂はる
 どいふ命巧でたよ胸を乳と掛出
 天銅女命巧でたよ胸を乳と掛出
 の笑を催り也俳優ハハ讀んで
 の笑を催り也俳優ハハ讀んで
 宵乳を催り也俳優ハハ讀んで

なす今も御神樂の時人長の舞事此伎の遺風なるべし
咲の字讀んで恵良久といふ又樂むるをかくいふなり
皆是上世の俗と又名をり

天照大神其咲くを聞召し怪して天石屋戸を細め開
て其由を問ひ給ひに天鈿女命に人て汝命よまいて
貴神坐を歡樂ぬと申せし間天兒屋命天太玉命の
御鏡をさし出といよ怪しこおかしや御戸を開
て窺んを其隠き立ちし手カ雄命御手を取りて引出し奉
る太玉命尻久米繩をりちて御後方より引渡しこれより内
より還り入まはれぬと申しき大神出まはるとき高天原及び葦
原中國おのづから照り明らうなることを得てり

の神俱に相見して面皆白しと手を伸して歌舞ひ阿波禮
阿那於茂志呂阿那多能志阿那佐夜憇飲憇と言ふ其御鏡
八尺鏡也此時其御鏡石屋戸又觸きて少し瑕つく其瑕
今もみひて猶存すと日本書紀注の一書は八尺云り
尻久米繩ハ旧事紀又端出之左繩と云るさる即今の注
連といふ物なり此を引出さしハ其内外を界ふの
義なり注連ハ左り繩を引出して其内外を界ふの
日本紀又足ゆされバ端出之左繩といふるさる釋
哉志呂とハ古語又凡そ阿波禮とハ天の晴しなり阿那於
と申して舞也阿那依夜憇ハ竹の葉なり阿那多能志ハ手
の多能志とハ葉を振るの謂なりこれ於茂志なり
ちにおひて八百萬神共議りて素盞鳥神に千座置戸
を科せて其被具を責て鬚を切り手足れを抜き其罪を

贖ハシ免て神夜良比ニ夜良比ニ
 被物を千處ニ積置し罪人をし其
 中以て置戸といふ也其身又隨小
 被物の出をてきなきが故に髪を
 るなりと曰ゆ纂疏ニ置戸といふ
 の解除ニ四座置ハ座置の名あり
 用也これ神世の遺法也と曰ゆ
 四座置ハ座置と稱する四とハハ
 數なりと曰ゆ又世人慎しめて巴
 縁也と曰事紀に足ゆ

素盞鳥神逐きたまひ志時に霖雨降
 蒼として宿を衆神に乞ふ衆神共
 拒まらるるせしうバ風
 雨甚しといへとも留り休むこと
 り夕ぐり此後素盞鳥神我今諸神
 に逐きて永去らんとい

あむぞ我妙命とあひえんして徑
 扇し國を扇して天より上り謂
 ばん子を怪しこまみすれり御
 身を武備を装て待問
 せりよに素盞鳥神誓ひて我をし
 不善を懐て復上り來
 らバ我今玉を齧て生らん子必
 だ女子なるんかゝらるる女
 をして葦原中國子降したまへり
 清き心ありば必ら男
 子を生むかゝらバ男をして天上
 を去らしめぬまゝ妙
 命の生ぬらんを此誓ひまはれり
 言ひしうバ大
 神まつ帯せる劔を齧て生しぬ
 る所の神の名市杵島比賣命
 次は湍津比賣命次は田霧比賣
 命凡て三柱の日女神

おんすでにいて素盞鳥神其髻纏せる五百津御須麻流
の瓊を嚙て生す所の神此名正哉吾勝勝速曰天之忍穗耳
尊次に天之穗日命次に天津彦根命次に活津彦根命次に
燐之速日命次に熊野忍隅命凡て六柱の日子神おんす
にありて素盞鳥神我更に上り来る故に衆神我と處くに
根の國を以てし今よきに就去りなるといひて姉命と相
見なれるらせは終に離れしるに忍ぶるあさつて此
故にまゝ上り来るの今ハ見えあはる事既に訖りぬ衆
神乃意のあはれにあらむり永罷りたる姉命の天國を照し
臨こぬえんす平安よしおせ又我清き心を以て生せる兒

等ハ姉の命に奉るといふまゝてつゝは還り降ります天
照大神を於ハちうの六柱の日子神を取りて御子と称し
て養ふなり此一節上の一節は通して日本書紀注の一
の注に引きし諸書に足るゝと云は初素盞鳥神父の
大神は逐して天に上りきゆひ一時に天照大神と共
誓約ておの御子を生す後うその悪事やまはし
おの衆神は逐して天に上りて是れを然るを一書に
ハ初素盞鳥神天に上りて其所行無状一時に衆
神を逐れおのちの天に還り上りて是れを時天
照大神と誓ひて最長ト云は御子を生すはと見え
説事理はあひて最長ト云は御子を生すはと見え
と云ふなり
衆神共拒ぐといふ下は日本書紀注の一書にハそれ
より以來世に笠叢を著て他人の屋の内に入る子を諱



まこ束草を貢ふて他人の屋の内み入る子を諱むこれ
と犯しめのあれむ必くは解除を料すこれ太古の遺俗
也とつみあり天を扇し國を扇まとはち天を動
らんといふごとく日本書紀又此神天は昇る時子冥
海鼓き盪ひ山岳鳴り响ふちき神性雄健が然らしむる
なりといひしるのごとく御身は武備を装ひゆふとハ
此神還り上りゆふと天、鉦女命又おるうせて告申され
ば天照大神我那勢の上來る故えまの好意はあふじ必
らば我國を奪ひむとやりみ歎吾婦女なりといふとも
いふんを避くべきやと諺ひてまれつち御髪を解て御

髪と御髪を結ひて御髻とし御裳を縛ひて御袴とし
其左り右りの御髪をよまの御髪よも左右の御手にも
おのくハ尺句玉の五百津比御須麻流を纏ひ曾比良
みハ千入之勒を負ひ曾比良よハ五百入之勒を附け太
太武伎よハ伊都之竹靴を取り佩きて弓筋を振立て堅
庭をバ向股よ踏那豆美沫雪如躑散して伊都之男建踏
建ひぬりと足とり御髪ハ讀で美加豆羅といふ御髪ハ
讀で美加豆羅といふ神代巻抄よよに上世ハ男子
ハ髪をよつみけく結ひ其餘りをうしろに垂るそ
のよとつみけく結ひしを美豆羅といふ其餘りの垂
逆髪よわけて額よひとつみ結ひて櫛とさうしうハ
うたれこり今の女の髪わけといふハ其遺俗なり此時

古事記 卷之三十一 一貫

大 神の御髪と如此ハ男ヲ兼ヒなシ故也
髪ハ御手ニもマとヒきマひトいフ也
ためとええさり曾比良とハ背ハのヲとイひル也
千入とハ箕敷多きの所をういひし古語ハ矢ト納ル古語なり
比良とハいづきの所をういひし古語ハ矢ト納ル古語なり
いひて負ふといひ比良といひし古語ハ矢ト納ル古語なり
の例カもツけレいハ比良といひし古語ハ矢ト納ル古語なり
腰ハ今も大神の神宝ハ姫カ刺レ靴ハ造シ多ク入ラれハ此
いふ今も大神の神宝ハ姫カ刺レ靴ハ造シ多ク入ラれハ此
小の事ハ伊都ハ由キるハ稜威ノ字ヲ假用シひクもトいフ也
の俗事ハ物ト敬シてハ湯津トいフ也
櫛ハ伊都ハ由キるハ稜威ノ字ヲ假用シひクもトいフ也
その儀ハ異ナりハ伊都ハ由キるハ稜威ノ字ヲ假用シひクもトいフ也
假用シひクもトいフ也
てその義ハ得シしハ似トりハ稜威ノ字ヲ假用シひクもトいフ也
いふあるべき竹ハ靴トハハ稜威ノ字ヲ假用シひクもトいフ也
後世ハ皮ト以テ古ノ時ハ竹ハ靴トハハ稜威ノ字ヲ假用シひクもトいフ也

所也ハ引テ誦シてハ由ニ美ニ波ニ數トとツ向クハハ兩ノ股ト相ニ對シふノ義
なりハ私ニ記シすハ沫ニ雪ノ脆キ也ト又ハ左ノ右ノ股ト相ニ對シふノ義
久惠ハ波ニ加フ須トりハ其ノ堅ク庭トをハ踏シてハ左ノ右ノ股ト相ニ對シふノ義
まて伊都ハ由キるハ男ト建テ踏シてハ左ノ右ノ股ト相ニ對シふノ義
謂也ハ男ト建テ踏シてハ左ノ右ノ股ト相ニ對シふノ義
いふすべからざるハ所ニ嚴シ猛ナりハ八ノ握ト打テ折テ三ノ段トな
るハ所ニ嚴シ猛ナりハ八ノ握ト打テ折テ三ノ段トな
て三柱ノ神トなサれシと又えマと十握九握ノ三ノ柱
劔ヲ以テ三ノ柱ノ神トなサれシと又えマと十握九握ノ三ノ柱
の神ノ名トもその次第モ諸書ニ又ハえシとこ洛ハゆめのく
おれハううのハ神ノ名式又ハ筑前國宗像郡宗像神社三座と
又えハしハこの三柱ノ神也その中市并島比賣命ハ安藝
國佐伯郡伊都伎島神社といふ是也素盞翁神ノ生

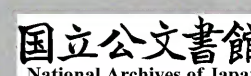


まよひし所も御須麻流の玉を左右の掌と臂と足とに
 置て生れぬしとも左右の掌不置て生出されしとも
 又云てその生り出し所五柱とも六柱ともいひその名
 も次第も諸書に見えし所はのく異同あり日本書紀にハ
 を今云ふと云ふせしごとくあり古事記日本書紀にハ
 燭之速日命又云はくしてその餘を以て五柱とす但し日
 本書紀注の一書にハ忍穂耳尊の御事押穂耳とも忍穂
 六柱と云ふし説あり
 根とも忍骨とも云ふし勝速日命とも吾勝尊とも申し
 を古語拾遺にふるに此尊をバ天照大神特甚鐘愛して
 常に御腋に懐きまよひし故に糸して腋子と申せしと
 又結野子其注に今俗に稚子を糸し天ノ穂日命ハ天之
 といふハ其轉語也といふ

善昇能命とも云ふは出雲臣土師連の祖即是首
 也天津彦根命ハ天津日子根命とも云ふす凡河内直山
 城直ガの祖なりといふ熊野忍隅命とも熊野櫛樟日命
 按るに天照大神素盞烏神共に誓給ひて各男女の神
 を生れぬしといふことと云れ又上古の俗言嗣し所はて
 盡く信まふにこそんこれ素盞烏神衆神のためは逐
 つれ衆神のため拒ま進退維れ谷りたつしにゆり
 くみづうらの御子と質とし奉り天照大神より質子
 給りて其危難をくろきんため高天原に還上り
 めぬし事とかくハ言嗣むしなるべし又姪命を見まふ

うせざしと罷らんハ忍びずと言ひしハ天倫の情るれ
 を誠ニ志らるべきこと也三柱の女神ハいつきの神の
 子なるを箕子として出されたりけん古よりつひもつ
 たりとれバ詳なるに
 素盞鳥神五十猛命とひきみく新羅國ニ天降り此地ニ居
 ころん事を祈りひたり出雲國殿之川上鳥上峯子至り
 高志の八岐大蛇と斬須我の地ろ宮居して國神の子撫
 名田比賣としりて死と一八島士奴美神ホを生後子
 熊成峯に坐してつひニ根の國ニ入めり
事記ハ古より
てふるんと
とふるなり

五十猛命よとハ大屋彦神といゆ舊事紀ニ此神を有功
 之神とい一説ニ素盞鳥神之子といふ天降りし時多
 ハ十種子噉ふべき樹種をりて韓地ニ殖ばして盡く
 以て持歸りて其妹大屋姫命抗津姫命と三柱の神共ニ
 筑紫より始めて大八洲之内ニ殖播さるといふ所なく
 して青山をなす紀伊國所祭之神是也と見えたり有功
 之神とすといふにまれバ五十讀で伊曾といふ其義
 伊佐と同くその神功を稱せし所と見えたり
伊曾と
佐といふハ其語 神名式紀伊國名草郡伊太祁曾神社大
音の轉せり 屋都比賣神社都麻都比賣神社共に名神大社と見えこ



り舊説又其伊太祁曾ハ五十猛神也といふ釋日本紀○
 十猛讀^マイタケといふ^バ神名式出雲國の韓國伊太按^マイタケ
 氏神社紀伊國の伊太祁曾神社並^マ皆此神を祭^マる也
 イタケイタテイタキ新羅國ハいとゆる韓地即今朝鮮
 皆是一聲の轉^マぜし也
 東南之地也素盞鳥神天降りませしより神去りませし
 又ての事共舊事紀古事記日本書紀亦見えし所の
 文特^マ長しその大要ととりて^マに注ん
 初め素盞鳥神新羅曾尸茂梨之鬼子降りぬ^マり此地ハ我
 居らんことを欲^マつんとて埴土^{ハニツチ}を以て船を作り乘りて東
 子渡りて出雲國^ハの河上鳥上峯に至りぬ^マり曾尸茂梨
 ハ詳ならずぬと見えし^マと^マこ^マれハ新羅の国人神を祭
 とつうさどれ^マる^マの^マと^マい^マふ^マ似^マたり埴土を以てふ孫

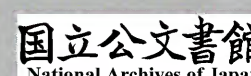
を作るとハ其事を神にすべきた免に^マいふ所なる^マべし
 出雲國ハ即今の出雲國の地歟^マ河ハ古事記又肥川と
 云^マふ^マあり^マその^マ國^マの^マ風^マ土^マ記^マは^マ斐^マ伊^マ川^マや^マある^マして^マ大^マ原^マの^マ
 郡^マあり^マその^マ水^マ源^マハ^マ仁^マ多^マの^マ郡^マ鳥^マ上^マ峯^マより^マ出^マづ^マと^マ見え^マ
 り^マ也
 其河上より著流下^マき^マる^マを見て^マ水^マ上^マり^マ人^マあり^マと^マお^マが^マり^マて
 尋^マ見^マめ^マ上^マり^マ往^マぬ^マに^マ老^マ夫^マと^マ老^マ女^マと^マ二^マ人^マあり^マ童^マ女^マを^マ中^マに^マ
 置^マて^マ泣^マく^マその^マ名^マを^マ問^マぬ^マふ^マ子^マ老^マ夫^マ答^マへ^マて^マ我^マハ^マ國^マ神^マ大^マ山^マ津^マ
 見^マ神^マ之^マ子^マ我^マ名^マハ^マ足^マ摩^マ乳^マ妻^マの^マ名^マハ^マ千^マ摩^マ乳^マ女^マの^マ名^マハ^マ奇^マ稻^マ田^マ
 比賣^マとい^マふ大山津見神ハ前に見えし所伊弉諾伊弉丹二
 神生給ひしといふ速秋津日子神妹速秋津比
 賣神の生し所なるべし足摩乳ハ古事記にハ足名推と
 記にハ千摩推と名るし日本書紀注にハ千摩と名る也
 奇稻田比賣ハ古事記に搦名田比賣と名るし日本書

紀注ハ真髮觸奇福田媛と云ふされ
神名式ヲハ久志伊奈太伎北咩と云ふ

素盞烏神又其哭よしを問あひしに我子もとよ更ハ此推
子あり高志の八岐大蛇毎年に来り喫ふ今又來へき時な
るうゆ志に泣くといふ其形を問あひふ被眼ハ赤加賀智
のごとくにし身ハ一つ八頭八尾ありて其身にハ蘿又
松柏相檜生ひ其谿ハ谷峽八尾に度了其腹をえるにらと
ごとく常に血爛きたりといふ高志ハ出雲國神門郡にあ
ハ岐大蛇ハ古事記にハ八岐遠呂智と云ふなるべし
に或ハ大蛇といひハ蜘蛛と云ふ此ハ皆これ惡神の時
其類を殘害するのを稱とし也來り喫ふといふハ其
却奪をいふなりべし赤加賀智ハ即酸醬をいふ一
ハ頭ハ尾ありとハ一人なりてハ谷ハ尾の地に擗る
べし又ハ其兄弟ハ頭ありしも去るべし

蛇といふにたりて其事をかことりいふ
の類の如くなるをこれ我國の文の躰也

其丈夫に汝の女ハ我に奉らむやとのたまひしふかしこ
し又御名を覺らんと申す我ハ天照大御神の弟天より今
降きりと言ひしうハ其父母の神とらハかしこみ立奉ら
んと申すをれも湯津之間櫛は取り成して御髮に挿と
よひ其父母の神は告てハ鹽折之酒を醸し又廻垣作りて
其垣ハ八つ此門を作り毎門ハ八つの佐受伎を結ひそ此
佐受伎とに酒船を置いて酒を盛りて待しむ御名を覺ら
むとハ其童女を奉ら人事恐きあり又いらなる神とも
去りあるらせんといふ也かしこみ立奉らんとハ恐あ
きとハ奉らんとハれり湯津之間櫛前に見えたり彼
童女を隠し置きぬし事を其名の櫛名甲比賣又久志



伊奈太伎比賣と申ひしにありしにより又其事を神とすべ
きたりぬにかくいひしありこれ又我國の文の體也八鹽
折の酒を去き更に其酒を用ひて醸成して其酒を絞り取りて
其糟を去き更に其酒を用ひて醸成して其酒を絞り取りて
度折返すの謂也と私記も又一度を醸成して其酒を絞り取りて
字を用ひる假廢の字を用ひる釋日本紀に佐受伎ハ
旧事紀に假廢の字を用ひる釋日本紀に佐受伎ハ
に棧敷といふハ先受伎の語を作しし酒ハ槽を設
けて垣門假廢皆々ハフげるとなりすべしと云ハ其大
蛇の酒ハ頭ありと云ふにやれり盛宴を設けて迎へ彼大
蛇の酒ハ頭ありと云ふにやれり盛宴を設けて迎へ彼大
ふなるを

かくて八岐大蛇いふ所のおとくに來りて毎船よ己が頭
をこれて入其酒を飲之飲之酔て死ぶごとく伏寝たり素盞
鳥神帶せる十握の劔を抜て其大蛇を切り散らんに歟川
血亦なりて流る其尾を切るにいこりて御劔の刃毀く刺
割て見たまぬに都牟刈之太刀ありき異物と思して天照
大神み申して奉らる草薙劔これなり

殺しこおひて其宝劔を得たまひしをいふなり素盞鳥
神の十握劔の事言嗣し所其説多し日本書紀注其名
と蛇之麩正といふ今ハ吉備の神部乃許まなり又ハ蛇
鋤之劔といふ今ハ吉備の神部乃許まなり又ハ蛇
ハ天蠅所之劔といふ今ハ吉備の神部乃許まなり又ハ蛇
ふ今ハ石上之神宮又ハ石上之神宮又ハ石上之神宮
其義未詳と坐布留御魂社といふ是也此社ハ山部郡
石上坐布留御魂社といふ是也此社ハ山部郡
神宝も數多きを故に名を得たり是也此社ハ山部郡
其形如ハ似たる故に名を得たり是也此社ハ山部郡
紀の如ハ似たる故に名を得たり是也此社ハ山部郡
らに小刀の字讀で佐比と注し此等の説心を得
とよむ小刀の字讀で佐比と注し此等の説心を得

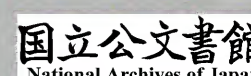
古史通 卷之二 〇十八 一覽

ハ纂疏ニ掌神事者也ト又地蠅斫トハ私記ニ及小觸
 所ノ蠅ハ太刀ノ太刀ヲ斫ル其鋭鋒之甚キ也ト又
 牟利之太刀ハ大ヤ都留伎ハ大ヤ都留伎
 ハ大ヤ都留伎ハ大ヤ都留伎
 劍なるガ故初ベシ草薙とハ日本書紀注古語拾遺
 ミよるニ此初ノ名ハ天菟とハ日本書紀注古語拾遺
 雲氣有シガ故初ノ名ハ天菟とハ日本書紀注古語拾遺
 摸國至リ野火ノ難ミ遇ヒ後倭武尊東征之時相
 を莖ておぬりて野火ノ難ミ遇ヒ後倭武尊東征之時相
 又えとり草薙とハ日本書紀注古語拾遺
 尊ノ別名也草薙とハ日本書紀注古語拾遺
 今ハ尾張國吾湯市村ハ燒鎌ノ故鎌ノ義ニとれ
 也ト日本紀注又ハ燒鎌ノ故鎌ノ義ニとれ
 社トハ神ノ事トシテ神ノ事トシテ神ノ事トシテ
 此劍を命トシテ神ノ事トシテ神ノ事トシテ
 天草根命トシテ神ノ事トシテ神ノ事トシテ
 ま古事記トシテ神ノ事トシテ神ノ事トシテ
 草根命トシテ神ノ事トシテ神ノ事トシテ
 ハ草根命トシテ神ノ事トシテ神ノ事トシテ

素盞鳥神其國に宮造るべし地を求めて須賀の地は到り
 きて我此地に來りて我御心須賀須賀斯とのよひ
 其地は宮作りおん此故よその地とハ今に須賀といふ此
 神初須賀宮を造りたまふ時よその地より雲立騰るを見
 て御歌作りたまふそのうるはにいそ
 ナツモトツイソモヤハカキマコノニヤハカキツケル
 夜久毛多都伊豆毛夜弊賀岐都麻碁微爾夜弊賀岐都久流
 ツノヤハカキツケル
 會能夜弊賀岐袁
 其國ハ舟船ヲ出雲國也宮造るべき地を求てハ旧事
 紀ハ將嶺之處を覓てト尺名ニレビ其地を迎て人
 其御心ノ清きをいふなり日本書紀ハ須賀須賀斯とハ
 必素鵝と讀むる大原の郡は須賀山須賀の小川オの地
 ハ須我とくる大原の郡は須賀山須賀の小川オの地

あり此郡中にあるところの御室山ハ神須佐乎命御室
と造るれ所なる御歌作りたる地也此の宮ハ此の
始也古今集其序にあるハ此の事也夜久多都ハ雲立
りなり起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
つなり起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
見たり起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
のち起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
重墻也釋日本紀の八雲といひに多都ハ雲立
えこれ起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
分ち起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
也其起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
久流ハ起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
ハ語助也起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
建て起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
て極と起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
同じ起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
る詞ハ起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立
のハ起きり日本紀の天の八雲といひに多都ハ雲立

重墻とのまひしハ風土記に大己貴神の青
山の内とめまひしハ風土記に大己貴神の青
あま所なままひしハ風土記に大己貴神の青
なるを彼大神ハ雲のうらハ重墻とのまひしハ風土記に大己貴神の青
ハ又青墻山とのまひしハ風土記に大己貴神の青
ひしし知るべうらハ重墻とのまひしハ風土記に大己貴神の青
其脚摩乳神を喚て汝ハ我宮の首は任すとのまひしハ風土記に大己貴神の青
負ひて稲田宮生須佐之ハ耳神と名づく旧事紀ハ稲田
島土奴美神を生ひて吾兒宮解ハすれち脚摩乳手摩
乳也とのまひしハ風土記に大己貴神の青
日本紀又とれまひて其二神は號をたまひしと又えと
るは紀又とれまひて其二神は號をたまひしと又えと
さきも紀又とれまひて其二神は號をたまひしと又えと
の濫觴也と又えとれまひて其二神は號をたまひしと又えと
ベも似たり又日本書紀注の一事記の天子后宮主職
ハ稲田の宮主箕實狹之八箇耳と一書ハ脚摩乳の妻の名
すき



其妃哥稻田姫生る所の御子の名ハ島士奴美神也申レ又
 大山津見神之女大市姫を娶りて大年神稻倉魂神等二柱
 を生むハ島士奴美神の子ハ下ニ詳也大山津見の御魂神ハ前
 の父をれ宇迦能御魂神と云る也
 其後素盞烏神熊成峯にまゝく遂に根の國に入給へ
 熊成峯其所未詳出雲國風土記神名式ナによるに熊野
 大神の社ナリハ熊野山ハすれもろくは
 根の國ナリハ初ハ伊弉諾大神根國ニ逐たまはり
 リハ文を結ぶバ
 きらたえなり
 ハ島士奴美神舊事紀みそ稲田姫を妃として所生之兒
 大己貴神此神又ハ八島士奴美神とも大國主神とも清

之湯山主三名狹漏彦八島篠とも清之繋名坂輕彦八島
 手命とも清之湯山主三名狹漏彦八島野とも申云と云
 るとれ又其大己貴神の名ハ大國主神とも大物主神と
 も國造大穴牟遲命とも大國王神とも顯見國王神とも
 葦原醜雄命とも八矛神とも申して並ニハ名ありし
 也云るこれきり心得られず大己貴神の御事をハ島士
 奴美神とも申したらんハ其名ハハフに限るべし
 古事紀ニ云る所收し所前後通
 美神の子布波能母遲久須奴神此神之子深淵之水夜禮
 花神此神之子游美豆奴神此神之子天之冬夜神此神之

子大國主神又の名ハ大穴牟遲神也アヒラシコヲ葦原色許男神也
毛八千矛神也ウチノ宇都志國玉神也ウツシクニ申して並ナラ五名あ
るととるせりシさくバ大己貴神ハ素盞烏神六世の孫也
と云ふ也新撰姓氏錄ニとるは是也所名大己貴神
ハ素盞烏神六世の孫なる由又えテ貴り日本書紀ニハ素
盞烏神高稲田姫を妃メとして生マ孫ニ也其後の御子大己
貴神と云ふとれ又其注ニハ高稲田姫生マ所ニハ清之湯山
主三名狹漏彦八島篠と申スすク也清之繋名坂輕彦八
島命也ト又清之湯山主三名狹漏彦八島野ト也申ス
此神五世の孫ハ即大國主神也トしテは多古語拾遺ニ

又ハ新レ也大己貴神を以て素盞烏神の御子とんスる
とるす所各おれドうク也すべテ上古ニ也其レ微トすべ
きものなれことかくの如し但し舊事紀ニ并ニ日本書紀
注ニ大物主大國玉神等と大己貴神とすルハ心得テ
きん大國玉神と申スを舊事紀ニ素盞烏神の御子大年
神須沼比神の女伊怒姫を娶りて生マむ所の子大國御魂
神ハ大和神也と云ふとれハ所ニ也神名式ニ大和國山
邊郡大和坐マ大國魂神ト言フの即此也大物主神の
事ハ下の注ニ又ハ云フ
其後大己貴神少彦名命ト共ニ二柱の神葦原中國乃如水ク

母浮漂之時マウキタツヨロキ子坐コして相並アヒふ此國コノクニ正ただ作り立たつ其少彦名神コノコトノミカミノカミを
 逐おに常世國トコヨシノクニに渡りわたりたまひぬ國中クニノナカいまど成なる所ところを
 大オホ己貴神ニギハヤヒノカミ獨ひとりり能あたり巡めぐり造つくりたまひぬこれ旧事紀古事
記ふよる所なり
 大オホ己貴神ニギハヤヒノカミハ前マヘ注ツケり詳あくも命イナヒハ旧事コト紀キハ高皇產靈神タカミムスヒノカミ
神皇產靈神の御子と聞て天神と申上しに高皇產靈神
聞たまひて吾兒也とのたまひし由又えり古事記ハ
ハ神產巢日神の御子少名毗古那神と云るせり日本書
紀古語拾遺ハ高皇產靈の御子なりと又えり葦
原中國如水母浮漂とハ猶これ多陀用弊流之國といふ
ぶぶとくまて國いまだ定るべし水母の水上は浮む
ぶぶとくまて國いまだ定るべし水母の水上は浮む
し後此國コノクニを造つくりし亂みしといふ初ハジメ伊弉諾伊弉册ニギハヤヒノカミの神カミ造つく成なるといふ
し此國再また造つくりし亂みしといふ初ハジメ伊弉諾伊弉册ニギハヤヒノカミの神カミ造つく成なるといふ
し其大要オホノミを注ツケす
初大己貴神出雲御火之御前ニギハヤヒノカミ坐まさせし時波穗フナヒより天

之羅摩船ワカミノフネに乘のりて鷓鴣ヒナカキの皮ウツキを内剥ウツキて衣服ウツキとし參ま来らる
 神カミあり其名ナを問とふに答こたへ所從トコヨリの諸神モロカミを問とへとも皆知し
 ろば多タ邇ニ且カ久ク答こたへしこれハ久延クニ毗古ヒコ問としめたまひし
 によりこれハ神產巢日カミノムスヒノヒの御子ミコ少名コトノミ毗古ヒコ那ナ神カミ也なりと申ます
 すれハち神產巢日カミノムスヒノヒの御祖ミオヤ神カミを申ま上あげまはしひしとあられハ
 實まことに我子オノミコなり子コの中ナカに我手オノテ候まをより久岐斯クキシ子コ也なり汝葦原
 色許男シロコトノヲ命ノミコトと兄弟ケイテイとなりて其國コノクニを作り堅かめよと答こたへた
 まへり御火之御前ミカヒノミマヘハまれえり出雲國イセノクニ鳥根國トウネノクニ五十イソ獲トク之ノ
の小しきなるといふなる心得こころえられん天之羅摩船アメノワカミノフネハ其船そのふね
て船ふねといふといふ賀か美みといふ羅摩ワカミ白しろ薙は並ならびと草くさのなりと倭やまと名な抄しり
ハ薙は讀よみと加か賀か美みといふ羅摩ワカミ白しろ薙は並ならびと草くさのなりと倭やまと名な抄しり
鷓鴣ヒナカキ皮ウツキハ旧事コト紀キハ鷓鴣ヒナカキの羽はねを以もつて衣きとすと志こころを

鳥鶴ハ小鳥の名也日本紀又ハ此又婆々岐といふと
汪せられこり内剝とハ其皮を全く剝取也草皮を船と
し鳥皮を衣とんなどいふもハ此神の名を少名彦名と
りひしたよる所これさく我國の文の體也多通且久ハ
詳なる久延彦ハ旧事紀古事記ハの書今ハおひて
ハ山田之曾富勝といふの事此神足行されども天
下のものをあとのそく知まらふ物也又此物天下に
のあどろくろのそくも上之俗の言嗣指問と
ちとくく手候より久岐斯也ハ旧事紀又指問と
ろぬるしと見えたり又其名はよりていり神所
り葦原色許男とハ醜如なごいひしごとくに此神の形
のあろく見えたり又ハ醜如なごいひしごとくに此神の形
む此御名を耐ひとまひハおろくもかくて大己貴神少
彦名神とカと勤心を一ツにして天下を經營きはひ
又顯見蒼生と畜産のた免に其療病之方を定め又鳥獸
昆蟲之災害を攘き人々め又其禁厭之法を定められぬ

らを以て百姓今に至るまであはく恩頼を蒙れ
り經營の字讀むこと造の字のごとく顯見の字讀んで
牛馬の類也療病之方ハ即醫藥之方也鳥獸昆蟲之災害
とハをばておきたり物を災をなす害をなすハリ禁
厭之法ハをれハち呪禁の事なり思頼ハ纂疏ハ利澤の
頼むべきさいふなりと見えたりこれにふりぬ
其後少彦名神ハ熊野之御崎ハ行き至てつひに常世
國ハゆきませりあは淡島ハ到りて粟莖ハ彈き渡り
く常世郷にいりあはくきと申ん也熊野の御崎
不詳淡島ハ伯耆國風土記ハ相見郡西北の餘戸の里ハ
粟島あり少彦名命粟子彈きて常世國ハ渡りたまひ
地なご故ハ粟島といふやえり常世國常世郷ハ
旧説みれこれ蓬萊をさしりといえり常世國常世郷ハ
き文徳實録ハ齋衡三年十二月常陸國鹿島郡大洗磯前
ニ神降りて人ハ憑るるなり我ハこれ大奈母知少比古

古事記 卷之二 〇三十四 一頁

